

妊婦の方へ

～必ずお読みになってから「補助券」をお使いください～

※補助券は今日以降の妊婦検診に使用できます。母子健康手帳発行以前に受診された分に遡って使用することはできません



1. 妊婦健康診査について

妊娠おめでとうございます。健康な赤ちゃんを産み育てるためには、健康な母体であることが大切です。そのためには、妊娠中の定期的な健康診査が必要です。

神奈川県内の市町村（横浜市、川崎市を除く）では、神奈川県産科婦人科医会との契約により、母体の安全を守り、健康で丈夫な赤ちゃんが産まれるよう、妊娠中の健康診査費用の一部を公費で負担する制度を実施しています。（負担回数等は、市町村によって異なります）

補助券の太枠の欄に記入して、県内の市町村の委託医療機関の窓口へ提出してください。（横浜市、川崎市及び県外では、使用可能かどうかを受診する医療機関に確認してください。使用できない場合には、下記までお問い合わせください。）

なお、健康診査の費用が補助金額を上回った分は自己負担となります。

補助回数は14回となりますので、これを機会に定期的に健康診査を受けていただきますようお願いいたします。

2. 注意事項

- *本券は、再発行致しません。必ず妊婦の方ご本人が、母子健康手帳と一緒に、大切に所持してください。
- *「医療機関専用券」から14回目まで、下からつづられています。（3枚複写）
- *「医療機関専用券」は助産院ではご使用になれません。協力医療機関でご使用ください。
- *2回目以降の補助券は、助産院で使用はできますが、使用される方は二宮町へお問い合わせください。
- *1回の健康診査では、1回分の補助券のみの使用となります。
- *本券は切り離し無効で未使用の補助券を他人へ譲渡することはできません。また、補助券を使い残して出産した場合でも、未使用分の金額を町に請求することはできません。
- *補助券に記載されている金額は、町が医療機関に直接支払います。妊婦健康診査の費用から補助券の金額を差し引いた額を、医療機関窓口でお支払ください。
- *健康診査費用が補助券に記載されている金額未満の場合は、下記までお問い合わせください。
- *二宮町から転出された場合、この補助券は使用できません。転出先の市町村の担当課にご確認ください。
- *その他ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

妊娠中は定期的な健康診査を受けましょう。

妊婦健康診査受診の基準

妊娠 23 週まで・・・4 週間に 1 回

妊娠 24～35 週・・・2 週間に 1 回

妊娠 36 週以降・・・1 週間に 1 回



お問合せ先
子育て・健康課育成相談班
TEL：71-7100